

**鳥取県告示第613号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービスを行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人笑風情の会 デイサービスセンター桃の花 理事長 森本将広	鳥取市下砂見529	特定非営利活動法人笑風情の会 デイサービスセンター桃の花	鳥取市下砂見529	介護予防通所介護	平成20年9月1日